『選択集』略本・広本の成立前後をめぐって

井　上　慶　淳

目次

１．はじめに・問題の所在
２．『選択集』諸本の書誌について
　⑴広本について
　⑵略本について
３．先行研究の確認
４．両系統の比較検討
　⑴相違箇所の検討
　⑵共通箇所の検討
５．おわりに・今後の課題

１．はじめに・問題の所在

法然（1133-1212）の主著とされる『選択集』には、今日多くの写刊本が現存する。それらの系統について、大きく二つにわける見方がある。これは法然直弟の覚明房長西（1184-1266）や、鎮西派第三祖の然阿良忠（1199-1287）が用いる区分である。長西は「旧本・新本」、良忠は「略本・広本」と区別しており、旧本が略本に、新本が広本にそれぞれ対応すると考えられている①。そして二師ともに標宗の文について、略本（旧本）は「念仏為先」、広本（新本）は「念仏為本」という違いがあったと指摘する。そのほかにも、長西や良忠などの引用から、両系統には様々な相違があったことが知られるが、我々が普段目にする『選択集』は、ほとんどが略本に位置づけられるものである。

略本・広本の成立について良忠は『選択伝弘決疑鈔』巻五において、

> **『選択集』の本に広略あり。略はすなはち高覧の本なり。**ある遺弟のいはく、「**広本は執筆の人、初心の者の為に後に名目を加ふ。**自ずから少異あり。高覧の本にはしかず」と。
>
> （『浄全』７、347頁上、原漢文②）

という説を紹介している。これによれば略本は九条兼実高覧本で、広本は門弟によって初学者向けに増広されたもの、ということになる。これに加え、長西が用いる**旧**本・**新**本という呼称からも、両系統の成立は**略本→広本**という順であったと推測される。

しかし今日、両系統の成立に関する見解は一定しない。例えば、『仏典解題事典』第３版（2020年刊行）の「選択集」の項では、

> 現在では、略本から広本へという順ではなく、『三部経釈』を選略した**草稿本の広本があって、これを整備したのが略本である**とし…　（339頁）

と述べられており、上述の説とは逆の**広本を草稿本**とする見解（**広本→略本**）が示されている。これは『浄土真宗聖典全書』（以下、『聖典全書』）巻１所収「選択集」の解説を参考にしていると考えられる③が、その一方で『聖典全書』巻３では、広本を後の成立とする４本説が紹介されるなど、同一のシリーズ間でも見解に相違が見られる④。

そのほか、近年では両説の折衷的な説も提示されている。このように、略本と広本の成立については今日定説をみることができない状況にある。しかしこれらの説は、『選択集』の諸本に言及する際に、部分的に広本を取り上げる場合がほとんどである。結果的にそれらは、広本の断片的な記述の検討のみにとどまっている状況にある。

以上の問題について筆者は昨年、広本と略本で大きく相違する二行章の記述を取り上げて検討を加え、広本が後の成立である可能性を論じた⑤。しかし紙幅の制約もあり、３箇所を検討するにとどまった。そこで本稿においては、改めて先行研究での説を確認したうえで、これまでに紹介した３箇所のほかにも特徴的な相違箇所を取り上げて検討を加える。

加えて本稿では、両系統での相違部分だけでなく、共通する箇所についても取り上げていく。一言に略本といっても、草稿本と位置づけられる廬山寺本、元久元年（1204）の書写奥書を持つ往生院本、現存では最古の刊本で、延応元年（1239）の刊記を持つ延応版など、様々なものがある。広本と略本の間で共通する箇所について、広本の用字の傾向が略本のいずれの写刊本に近いのか考察することで、広本の位置づけを明らかにする一助としたい。以上の検討を通して、『選択集』諸本における略本と広本の関係を明らかにすることが本稿の目的である。

２．『選択集』諸本の書誌について

先行研究の確認に先立ち、まずは本稿で扱う『選択集』諸本の書誌を確認しておきたい。

⑴広本について

現在、広本には完本の存在を確認することができない。今日において広本の内容をうかがうことができる史料としては次の三つを指摘できる。

㈠　龍谷大学所蔵、存覚相伝とされる延書本（以下、存覚本）。

㈡　法然門流の諸師における広本の引用箇所。

㈢　漢語『三部経釈』における一致箇所[6]。

このうち㈡㈢が断片的であるのに対し、㈠存覚本は、全６冊のうち末中・末下の２冊を欠くものの、第９章までの全文を知ることができる写本である。またその内容について、良忠や長西などが広本（新本）として引用する内容と一致するため、広本を延書にしたものと考えられている[7]。存覚本の表紙や奥書の内容については以下の通り。

	表紙	奥書・識語
本上	（中央）選擇本願念佛集［本上］ （左下）釋覺善	自存覺上人奉相傳之　釋覺善 （同裏）オウアン六子ン［ウシノトシ］正月廿八日 カクセンサウテンス シヤクセンメウニ
本中	（中央）選擇本願念佛集［本中］ （左下）釋覺善	自存覺上人奉相傳之　釋覺善 （同裏）フチ井ノ
本下	（中央）選擇本願念佛集［本中］ （左下）釋覺善	延文元歳［丙申］六月廿八日 自存覺上人奉相傳之訖　釋覺善
末上	（中央）選擇本願念佛集［末上］ （左下）釋覺善	自存覺上人奉相傳之　釋覺善

これらの記述から、この延書本は延文元年（1356）に存覚（1290-1373）から覚善という人物に相伝されたものであることがわかる。そして応安六年（1373）には覚善から「シヤクセンメウニ（釈善明尼）」という人物に相伝されたようである[8]。

なお、各巻の奥書にある「自存覺上人奉相傳之　釋覺善」という記述は本文と別筆であるように思われ、おそらく覚善が存覚から相伝した際に書き足したと考えられる。本文の書写者が誰なのかについては、今日指摘を見ることができない。書写者の問題を含め、存覚本の来歴については今後の重要な課題である。

この㈠存覚本や㈡諸師の引用の記述を、略本系統のものと比較した際の特色としては、

⑴　標宗の文「念仏為**先**」が「念仏為**本**」となっている。

⑵　第1-4章のはじまりが、「つつしんで…を案ずるに」となっている。

⑶　第２章「二行章」五番相対において、八蔵や二十揵度などの語句解説が詳しい。

⑷　二行章の『礼讃』引用後の私釈の内容が大きく異なる。

などの点が挙げられる[9]。このうち⑶は、藤堂祐範氏などが広本を草稿本と位置づける際の根拠とする箇所である。詳しくは後述する。

⑵略本について

今日、我々が目にする『選択集』は基本的に略本系統に位置づけられる。本稿では鎌倉期の

写刊本の代表的なものとして、①廬山寺本、②禿庵文庫本、③往生院本、④延応版の４本を用いることとする。これらは石田充之氏が、「その製作問題を検討してゆく場合、最も基礎的な資料である[10]」と指摘するように、『選択集』諸本のなかでも特に重要視される写刊本である。それぞれの詳しい情報については註に示す先行研究に譲り、ここでは、概要のみ確認しておきたい[11]。

まず①廬山寺本は、現存最古の書写本とされるものである。題号（選択本願念仏集）と標宗の文（南無阿弥陀仏 往生之業 念仏為先）の21字が法然の真筆とされている。また、数人による筆が確認でき、多くの推敲跡が見られることから「草稿本」と位置づけられている。

次に②禿庵文庫本は、現在大谷大学に所蔵されている写本である。その書体から、鎌倉中期をくだるものではないと考えられている。朱筆によって校訂が加えられていることが特徴で、これは高山寺の慧友（1775-1853）によって加えられたと考えられている。

そして③往生院本は、その奥書から元久元年（1204）11月28日に書写を終えたことがわかる写本である。本文から奥書に至るまで終始一筆で、鎌倉期の書風をよく伝えることから、奥書が示す元久元年の時点での『選択集』の状態を知ることができる写本として重要視されている。この書写とほぼ同時期、11月７日から９日にかけては『七箇条制誡』に門弟が署名しており、おそらくそれを機縁としていずれかの門弟が書写したものだと推測されている。なお、『聖典全書』や『浄土真宗聖典（註釈版）』七祖篇では、この往生院本が底本となっている。

最後に、④延応版は①-③の３本とは異なり、刊本である。刊記には、

> 延応第一の暦、沽洗第六の天、根源正本に挍べて展転せる錯謬を直し、即ち印字に写して用いて流布せしむ。（『聖典全書』１、1329頁、原漢文）

とあることから、延応元年（1239）に出版されたことがわかる。この年が九条兼実の33回忌にあたることや、『選択集』撰述の動機が九条兼実の請いによるとされることから、ここでいう「根源正本」とは九条兼実高覧本を指していると考えられている[12]。すなわちこの刊記によれば、④延応版は九条兼実高覧本の刊行を目指して出版されたことが推測される。また、法然没後すぐに出版したとされる建暦版が現存しない今日において、最古の刊本に位置づけられるものである。

そして、これら４本については、①→②→③→④の順に本文の内容が整備されたという指摘がある[13]。②禿庵文庫本は、書写年時が不明な写本であるが、この指摘において本文の内容が①廬山寺本と③往生院本の中間に位置づけられていることから、本稿での検討の対象に入れている。ただしこの指摘は、その方法に疑問も出されており[14]、ただちに首肯できない部分もあることを付言しておきたい。それでは以下において、先行研究の整理をしていくこととする。

3．先行研究の確認

はじめに述べたように、略本と広本の関係については今日様々な説が出されているが、それらを大別すると以下の３つに分けられる。

❶広本を略本以前の草稿本とする説（広本→略本）
❷広本を略本より後の成立とする説（略本→広本）
❸折衷説（廬山寺本からの派生説）

以下、この３説についての概要とその論拠を確認していきたい。

❶広本を略本以前の草稿本とする説

近年では、広本を草稿本とする見解が大勢を占めている。まず藤堂祐範氏は『選択集大観』（1923年）において以下のように指摘する。

> 広本は特殊の事情に依りて作られたる異本なりと云ふべし。これ果して良忠上人の云へるが如く門弟等が初心者のために、便宜上名目を増益せしものなりやと云ふに、余の見る所は稍これに異なるものあり。（中略）**名目の列挙の如き稍繁雑に思はしむる点より、この広本は一種の草稿本と見るべきなり。**良忠上人の説はその一部分を見て速断せるものにして、用ふべきにあらざるか。（146頁）

ここで藤堂氏は良忠の説を否定し、広本を草稿本と位置づけている。これと同様の見解が『定本親鸞聖人全集』（1969年）にも示される。

> 略本が高覧本として依用すべきであるということは、**広本に比して内容が整備しているからであろう。**しかるにそうした略本を門弟が再び増補するということは、一般的にいって甚だ自然ではない。（中略）**むしろ広本は一種の草稿本であり、それを訂正したのが略本とみるべきではないか**、と思う。（写伝篇　解説216頁）

以上の二書では、広本の記述が略本に比して繁雑であると思われることを根拠に、広本草稿本説が立てられている。これらの説をうけ、石田充之氏は『選択集研究序説』（1976年）において以下のように述べている。

> 藤堂祐範氏が『選択集大観』解説にだされる**草稿本説の方が妥当であるかと推考される。**（中略）結論として、広本の内容は現存『大経釈』の内容に極めて近く、三経釈より『選択集』への成立の経過が運ばれたとすれば、**現存の延書広本は廬山寺本・往生院本等成立の前段階に位置せしめられる草稿本的存在である**かとも考えられる。（64頁）

ここで石田氏は藤堂氏の説に首肯したうえで、『大経釈』と広本の共通性に着目して、広本を略本（①廬山寺本や③往生院本など）に至る前段階のものと位置づけている。ここでいう『大経

釈』とは、『観経釈』『阿弥陀経釈』と合わせて「三部経釈」と呼ばれるもので、法然が東大寺において「浄土三部経」の講義をした際の記録とされるものである。現存の『阿弥陀経釈』の識語から、それは文治６年（1190）２月のこととされ[15]、『選択集』が執筆される建久９年（1198）よりも８年遡る時期のものと考えられる[16]。そして現存の「三部経釈」には、『選択集』広本と一致する箇所がかなりの分量確認されるのである。このことから、「三部経釈」の時点ですでに成立していた『選択集』広本の記述を推敲し、略本が成立したとするのが石田氏の説である。

以上の藤堂氏や石田氏の説は、その後に三栗章夫氏・高松俊景氏の論攷（2009年）においても引用され、踏襲されている[17]。先述の『聖典全書』巻１の「選択集解説」、『仏典解題辞典』第３版の見解はこれらの論攷をもとにしていると推測される。

以上、広本草稿本説は比較的近年になって多く提唱されるようになったことがわかる。
そしてその際に根拠とされるのは、

⑴広本の記述が略本に比して繁雑に感じられる。
⑵『選択集』以前の成立とされる「三部経釈」に広本との一致箇所が見られる。

という２点である。しかし、⑵は「三部経釈」の史料批判の進展によって、今日において広本草稿本説の根拠にはなりえないものである。というのも岸一英氏によって、現存の「三部経釈」には成立した際から存在する記述（**古層**）と、後世に増補・改訂された記述（**新層**）があることが指摘され、これは今日の定説となっている[18]。そして、「三部経釈」における広本との一致箇所はすべて新層に位置づけられ、「三部経釈」の成立時点では一致箇所の記述は存在しておらず、『選択集』広本の成立以降に加筆されたものと考えられている。ゆえに、「三部経釈」の現存テキストに存在する広本の記述は、『選択集』広本・略本の前後関係を定める要素にはなりえないことになる。

以上を踏まえ、今日において広本草稿本説の根拠になりうるものとしては、⑴広本の記述が略本に比して繁雑に感じられる、という１点に限られることになる。ここで藤堂氏が繁雑だと指摘する「名目の列挙」とは、二行章における語句解説の箇所を指している。たしかに広本は、二行章で列挙される語句の説明に多くの分量が割かれているため、一見繁雑な記述に感じられるのも事実である。しかし、その記述を詳しく見る時、むしろ広本の方が整備され統一感のある文になっていることが確認されるのである。詳しくはのちほど検討する際に見ていきたい。

❷広本を略本より後の成立とする説

はじめに述べたように、鎌倉期の良忠や長西は、広本（新本）を後の成立とみていたと考えられる。これと同様の見解を示すのが、江戸時代の浄土宗の学僧、義山（1648-1717）である。

義山は元禄版『選択集』の跋文において、

> 第一は稿本、始章に三経の説時を論ずるものこれなり。第二は刪本、初めに殿下に呈し及び光師（弁長）に授くるものこれなり。第三は正本、末後に修飾し刊行して、平氏の序を作るものこれなり。**第四は広本、門人その文を増証するものこれなり。**
>
> （『浄全』７、76頁、原漢文。（　）内は筆者挿入。）

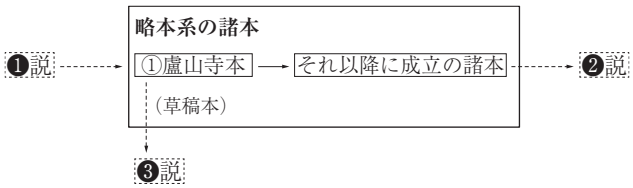
と述べており、広本を門人の増広による成立とする説（４本説）を紹介している。なお、『聖典全書』巻３の「選択集延書」の解説では、この４本説が紹介されている。このほかに、永井隆正氏は五番相対の表記の違いに着目して、藤原正語氏は三心章の二河白道引文の「見」の１字の有無を根拠に、広本が後の成立である可能性を指摘している[19]。このうち、永井氏の指摘する箇所については、後ほど紹介する。

❸折衷説（廬山寺本からの派生説）

現存で唯一の広本とされる存覚本は、全16章のうち第９章までしか現存していない。ゆえにそれ以降の記述をうかがうことはできないわけであるが、良忠によれば、広本の第12章には「寿観説示前後論」、すなわち『大経』『観経』の成立前後に関する記述があったとされる。これは広本以外では、現存最古とされる廬山寺本のみに確認されるもので、廬山寺本の大きな特徴とされる説示である。なお、廬山寺本でこの箇所は、削除することを指示する匡郭で囲まれており、それ以降に成立した往生院本などの諸本には存在しない。このことから広本と廬山寺本が密接な関係にあるとし、広本は、廬山寺本あるいはそれに準ずる写本を書写し、増広される形で二次的に成立したとする。すなわち、草稿段階のものを書写して成立したものが広本であり、『選択集』諸本における亜流として位置づけるのである。この説は近年、春本龍彬氏が提唱する説である[20]。

たしかに、今日廬山寺本にしか確認できない説示が広本にあった、とする良忠の伝承は注目すべきものであり、廬山寺本と広本の関係が注目されるところである。ただし、上述の通り、存覚本にはその箇所が現存していないため、広本に「寿観説示前後論」があったのかを今日確認することはできない。また、良忠のいう通り広本に「寿観説示前後論」があったと仮定しても、そこだけをもって、ただちに広本が廬山寺本から派生したものと位置づけるのは少し早計なように感じる。良忠が「初学者向け」と指摘するように、広本は略本に比して、語句説明などの分量が多いという特徴がある。それゆえ、廬山寺本で最終的に削除された「寿観説示前後論」が、後年になって初学者のために再び採用される形で広本が成立した、という可能性も考えうるのではないだろうか。いずれにせよ、廬山寺本と広本との関係を位置づけるためには、その他の記述を含めた総合的な検討がなされる必要があるだろう。

以上、先行研究における３説を確認したが、❶❷❸の説がそれぞれ『選択集』諸本において広本をどこに位置づけるかを、おおまかに図示すれば以下のようになる。



このなか、広本が❶・❸説のいずれかに位置づけられるのであれば、その本文の内容は①廬山寺本に近しいことが予想される。一方で❷説の場合は、①廬山寺本よりも後年に成立した諸本と共通する部分が多く確認されると考えられる。以下において検討していきたい。

４．両系統の比較検討

⑴相違箇所の検討

それではまず、両系統で顕著な相違が見られる箇所を比較対照する。まず藤堂氏が「繁雑である」と指摘する二行章の名目の列挙について、五番相対では以下の相違を確認できる[21]。

略本（往生院本）

次に疎といふは　　雑行なり。　　衆生仏を…
次に遠といふは　　雑行なり。　　衆生仏を…
次に有見といふは　　雑行を修する…
次に廻向といふは　　雑行を修する[22]…
次に雑といふは　　これもはら…

（『聖典全書』１、1262-1263頁／『昭法全』315頁）

広本（存覚本）

つぎに疎といふは　これ雑行なり。親　　をひるがへしてこれをいはゞ、衆生仏を…
つぎに遠といふは　これ雑行なり。近　　をひるがへしてこれをいはゞ、衆生仏を…
つぎに有間といふはこれ雑行なり。无間　をひるがへしてこれをいはゞ、雑行を修する…
つぎに廻向といふはこれ雑行なり。不廻向をひるがへしてこれをいはゞ、雑行を修する…
つぎに雑といふは　これ雑行なり。純　　をひるがへしてこれをいはゞ、雑行を修する…

（『善本叢書』[23]414-418頁／『昭法全』359-360頁）

ここでは、「○○といふは」の後に続く表現に注目したい。略本はそこで「雑行なり」「雑行を修するものは」「これもはら」と３通りの表現を確認できる。一方で広本では、全て「これ雑行なり。△△をひるがへしてこれをいはゞ」と統一されたものになっている。続けてこの五番

相対の中、純雑対において以下の相違が見られる。

略本（往生院本）

大乗にはすなはち八蔵のなかにおいてしかも雑蔵を立つ。

まさに知るべし、七蔵はこれ純…

小乗にはすなはち四含のなかにおいてしかも雑含を立つ。

まさに知るべし、三含はこれ純…

律にはすなはち二十の揵度を立てて、もつて戒行を明かす。

そのなかに前の十九はこれ純…

論にはすなはち八揵度を立てて、　諸法の性相を明かす。

前の七揵度はこれ純…

唐・宋両伝には十科の法を立てて、　高僧の行徳を明かす。

そのなかに前の九はこれ純…

『大乗義章』には五聚の法門あり。

さきの四聚はこれ純…

（『聖典全書』１、1263-1264頁／『昭法全』316頁）

広本（存覚本）

大乗にはすなはち八蔵のなかにをいてしかも雑蔵をたつ。

八蔵とは　……まさにしるべし、七蔵はこれ純…

小乗にはすなはち四含のなかにをいてしかも雑含をたつ。

四含とは　……まさにしるべし、三含はこれ純…

律にはすなはち二十揵度のなかにをいてしかも雑揵度をたつ。

……まさにしるべし、さきの十九はこれ純…

論にはすなはち八揵度のなかにをいてしかも雑揵度をたつ。

八揵度とは　……まさにしるべし、さきの七はこれ純…

唐・宋両伝に　十科　のなかにをひてしかも雑蔵をたつ。

十科の法とは……まさにしるべし、さきの九はこれ純…

『大乗義章』には五聚の法門をたつ。そのなかに雑聚あり。

五聚とは　……まさにしるべし、さきの四聚はこれ純…

（『善本叢書』418-422頁／『昭法全』360-361頁）

まず略本では、「○○のなかにおいてしかも△△を立つ」と「○○を立てて、もって△△を明かす」などの表現が混在しており、そのあとも「まさに知るべし、□□は」や、「そのなかに前の□□は」といったように、複数の表現が見られる。その一方、広本ではいずれも「○○の

なかにをいてしかも△△をたつ…まさにしるべし」と統一された表現になっている。以上で確認した２箇所の記述を見る限り、広本の二行章の記述は略本に比して繁雑とはいえず、むしろ略本よりも表現が統一されている分、整備されたものと考えられる。

そして同じく二行章には、両系統の成立前後を考えるうえで見逃せない以下の相違が存在する。

①廬山寺本

第一の読誦正行とは、もはら『観経』等を読誦するなり。すなはち文に、「**一心専読誦此『観経』『弥陀経』『無量寿経』**　」といへるこれなり。

（『聖典全書』１、1260頁）
（『昭法全』314頁）

②【禿】③【往】④【延】

第一の読誦正行とは、もはら『観経』等を読誦するなり。すなはち文に、「**一心専読誦此『観経』『弥陀経』『無量寿経』等**」といへるこれなり。

（『聖典全書』１、1260頁）
（『昭法全』314頁）

存覚本

第一に読誦正行といふは、もはら『観経』等を読誦す。すなはち文に「**一心にもはらこの『観経』『弥陀経』『无量寿経』等を読誦す**」といへるこれなり。

いふところの「**等**」といふは、かみの三種をさす。またく余経余典を等取するにはあらず。例せばかの『法華の記』の第五巻のなかに……あに読誦の行ひとり他経をかねんや。

（『善本叢書』405-406頁）
（『昭法全』356頁）

ここで示した箇所には、略本の間でもわずかに相違が見られる。すなわち「等」の１字の有無である。ここは五正行のうち読誦について述べる箇所であるが、左に示した①廬山寺本では善導『観経疏』の引用に際し、「『観経』『弥陀経』『無量寿経』」までが引用されている。一方で真ん中に示した②③④の３本はその後の「等」まで含めて引用している。先述の通り、①廬山寺本は現存最古の書写本とされている。故に「等」の１字は①廬山寺本の成立よりも後になって引用に含まれるようになったと考えられる。

そして右の存覚本を見ると、その「等」についての解説が加えられていることがわかる。これは直前の引用の「等」をうけてのものであるから、「等」までが引用されていないことには成立しえない記述である。このことから、①廬山寺本からの推敲段階で「等」が引用に加えられ、広本に至ってその釈が付け足されたという編纂過程が想定される。この相違からも、広本

を①廬山寺本以前の草稿本とすることは難しい。

以上、二行章について３箇所の記述を対照したが、広本の記述に、藤堂氏の指摘するような「繁雑さ」は見られない。むしろ表現が統一され、整備された文章になっていると感じられ、広本の記述は略本からの編纂過程で整えられたものと考えることができる。

このほかに、先ほど紹介した永井氏が指摘する相違も確認しておきたい。

略本（往生院本）

正雑二行について五番の相対あり。一には親疎対、二には近遠対、三には**有間無間対**、四には**廻向不廻向対**、五には純雑対なり。　（『聖典全書』１、1262頁／『昭法全』315頁）

広本（存覚本）

正雑二行について五番の相対あり。ひとつには親疎対、ふたつには近遠対、みつには**无間有間対**、よつには**不廻向廻向対**、いつゝには純雑対なり。

（『善本叢書』413頁／『昭法全』358頁）

ここでは五番相対の第三・四番目の呼称について相違が見られる。まず略本では、「有間無間対・廻向不廻向対」となっている箇所が、広本では「無間有間対・不廻向廻向対」となっている。すなわち、「有間と無間」「廻向と不廻向」それぞれの順が逆になっているのである。この五番相対は、正行と雑行を比較し、その得失を明かす内容となっている。たとえば、はじめの親疎対では「正行が親、雑行が疎」、第二の近遠対では「正行が近、雑行が遠」と示される。どちらも正行に配当されるものが先、雑行は後になっている。これは第五の親疎対においても同様である。しかし略本では、第三・四番の相対に限ってその順が逆になっている。

その一方で、広本では五番相対すべてが正行・雑行という順に配当されており、表現に統一感が見られる。統一された広本の説示を、後に略本のように改訂することは想定しにくく、この相違も広本を後の成立とする一つの根拠になるだろう。

以上、二行章における相違を取り上げてきた。二行章は、特に略本と広本の相違箇所が多く、注目すべき章である。しかし二行章以外にも、両系統の関係を位置づける根拠になりうる相違が存在する。たとえば本願章では、以下の相違が確認される。

略本（往生院本）

これすなはち　無三悪趣の願を成就するなり。…　願成就文に…

これすなはち　不更悪趣の願を成就するなり。…　願成就文に…

これすなはち　具三十二相の願を成就するなり。…　願成就文に…

一一の誓願みなもって成就す。**第十八の**念仏往生の願、あに孤りもって成就せざらんや。しかればすなはち念仏の人みなもって往生す、何をもってか知ることを得るとならば、すなはち**念仏往生の**願成就文に…　（『聖典全書』１、1272頁／『昭法全』320-321頁）

広本（存覚本）

これすなはち第一の无三悪趣の願を成就したまへるなり。…无三悪趣の願成就の文に…
これすなはち第二の不更悪趣の願を成就したまへるなり。…不更悪趣の願成就の文に…
これ第二十一の具三十二相の願を成就したまへるなり。…具三十二相の願成就の文に…
一一の誓願みなもて成就したまへり。**第十八の**念仏往生の願あにひとりもて成就せざらんや。しかればすなはち念仏のひとみなもて往生す。なにをもてかしることをうるとならば、すなはち**念仏往生の**願成就の文に…　（『善本叢書』452-454頁／『昭法全』369-370頁）

ここは、阿弥陀仏の四十八願がすでに成就していることを示す箇所である。「無三悪趣の願」、「不更悪趣の願」、「具三十二相の願」に対して、その成就文を示すことで、それぞれの願文が成就していることを示し、それと同様の形式で第十八願も成就していることを明らかにしている。まず略本をみると、第十八願以外の３つは、それが第何願であるのか示されておらず、その後に出される成就文も、どの願のものなのか述べられない。唯一、最後の第十八願のみが、「第十八の念仏往生の願」と示され、その後も「念仏往生の願成就文」と説明されている。

一方で広本では、前の３つの願についても、第十八願と同様に示されており、それが何番目の願なのか、成就文はどの願に対応するのか、はっきり述べられている。結果、この箇所においても広本の表現は、略本に比して統一されていることがわかる。

その他、四修章においても以下の相違が見られる。

略本（往生院本）

しかるにはじめの長時をもってただこれ後の三修に通用するなり。いはく、⑴慇重もし退せば、慇重の**行**すなはち成ずべからず。⑵無余もし退せば、無余の**行**すなはち成ずべからず。⑶無間もし退せば、無間の**修**すなはち成ずべからず。この三修の**行**を成就せしめんがために、みな長時をもって三修に属して通じて修せしむるところなり。

（『聖典全書』１、1301頁／『昭法全』335頁）

広本（存覚本）

しかるにはじめの長時をもてたゞこれのちの三修に通用するなり。いはく、⑴慇重もし退せば、慇重の**行**すなはち成ずべからず。⑵无余もし退せば无余の**行**すなはち成ずべからず。⑶无間もし退せば、无間の**行**すなはち成ずべからず。この三修の**行**を成就せしめんがために、みな長時をもって三修に属して通じて修せしむるところなり。

（『善本叢書』541頁／『昭法全』396頁）

ここは四修のうち、長時修が他の三修に通じることが示される箇所である。先に下の広本をみると、⑴慇重（修）が退せば慇重の**行**が成就せず、⑵無余（修）が退せば無余の**行**が成就せず、⑶無間（修）が退せば無間の**行**が成就しない、と述べられる。そしてその「三修の**行**」を成就

させるために、長時修がその他の三修に属すと示している。

一方で上の略本では、⑶無間修について述べる箇所のみが、「行」ではなくて、「無間の**修**」と示されている。その直後が、「この三修の**行**」とあることから、無間修の箇所でも「無間の**行**」とある方が、文脈としても、前の二修との整合性としても妥当ではないだろうか。ゆえにこの箇所についても、広本の記述が略本のようになったとは考えにくく、略本から広本に至る過程で、表現を統一することで文脈を整えたと考えられる。なお、この箇所については略本の４本のうち、④延応版のみが広本と同様に、「無間の**行**」となっている。上述の通り、④延応版は法然没後の延応元年（1239）に出版された刊本であり、この共通点は、④延応版の成立を考えるうえで注目すべき点であろう。

以上、略本・広本の両系統について、顕著な相違が見られる箇所を６つ取りあげて検討した。先に確認したように、藤堂氏は二行章の名目の列挙が繁雑である点を根拠に、広本を草稿本と位置づけていた。しかしその記述を対照した結果、広本はむしろ列挙の際の表現が統一されており、略本よりも整備された文章になっているといえる。また略本の間での「等」の１字の有無、そして広本にその「等」に対する解釈が存在することからも、広本を後の成立と考える方が自然だろう。加えて、二行章以外でも広本の方が整った記述になっている箇所が散見されることも明らかとなった。ゆえに、両系統の相違箇所についていえば、広本が略本に至る前の草稿本であると見做すことはできず、むしろ略本の記述を整備しながら語句の解説などが増広されたものであると位置づけることができる。

⑵共通箇所の検討

それでは次に、両系統で共通する箇所について検討し、広本の用字の傾向が略本のいずれのものに近いのかを見ていきたい。略本と広本で字句が共通する箇所のうち、略本の１本のみが相違する箇所として、管見の限り以下が確認された[24]。

㈠①廬山寺本　のみが異なる箇所…47
㈡②禿庵文庫本のみが異なる箇所…23
㈢③往生院本　のみが異なる箇所…5
㈣④延応版　　のみが異なる箇所…6

これは略本と存覚本をあわせた５本のうち、略本のいずれか１本のみが相違している箇所である。逆にいえば、それ以外の略本３本と広本を合わせた４本で共通している箇所である。すなわちこの数が多いほど、その本の用字は、広本を含めた他本と離れていることになる。ここでは①廬山寺本のみが異なる箇所が47箇所で最も多く、廬山寺本と広本の記述は大きく隔たっていることがわかる。紙幅の都合からその一々を列挙することはできないが、それが顕著な例と

して、本願章の以下の部分があげられる。

①廬山寺本

第一に無三悪趣の願は…すなはちその三悪**道**ある粗悪の国土を選捨して、その三悪**道**なき善妙の国土を選取す。…

第二に不更悪趣の願は…あるいは悪**趣**に更らざる土あり。すなはちその悪**趣**に更る粗悪の国土を選捨して、その悪**趣**に更らざる善妙の**国**　を選取す。

（『聖典全書』１、1268頁）
（『昭法全』318頁）

②【禿】③【往】④【延】

第一に無三悪趣の願は…すなはちその三悪**趣**ある粗悪の国土を選捨して、その三悪**趣**なき善妙の国土を選取す。…

第二に不更悪趣の願は…あるいは悪**道**に更らざる土あり。すなはちその悪**道**に更る粗悪の国土を選捨して、その悪**道**に更らざる善妙の**国土**を選取す。

（『聖典全書』１、1268頁）
（『昭法全』318頁）

存覚本

第一に无三悪趣の願といふは…すなはちその三悪**趣**ある麁悪の国土を選びすてゝ、その三悪**趣**なき善妙の国土をえらびとる。…

第二に不更悪趣の願といふは…あるひは悪**道**にかへらざる土あり。すなはちその悪**道**にかへる麁悪の国土をえらびすてゝその悪**道**にかへらざる善妙の**国土**をえらびとる。

（『善本叢書』440頁）
（『昭法全』366頁）

ここでは、網掛けして示した箇所の用字に着目したい。まず、①廬山寺本で「三悪**道**」「悪**趣**」「国」とある箇所について、中央の②禿庵文庫本・③往生院本・④延応版はいずれも「三悪**趣**」「悪**道**」「国**土**」となっている。そして右の存覚本を確認すると、②③④と同様に、「三悪**趣**」「悪**道**」「国**土**」と示されている。これは一例ではあるが、このほかにも、存覚本の用字は明らかに現存最古の①廬山寺本とは異なり、それ以降に成立した諸本と共通している。仮に広本が、廬山寺本以前に成立した草稿本とする❶説、あるいは廬山寺本から派生したとする❸説、に位置づけられるのであれば、廬山寺本の記述とこれだけの隔たりがあるとは考えにくいのではないだろうか。

また、②禿庵文庫本も23箇所が確認され、広本とは異なる記述が多く見られることがわかる。その一方で、③往生院本と④延応版のみが異なる箇所は、それぞれ５箇所と６箇所でともに少なく、記述の共通性が高いことがわかる。

おわりに・今後の課題

以上、本稿では『選択集』略本と広本の関係について、相違箇所と共通箇所の二側面から検討を加えた。先行研究では、大きく❶広本を草稿本とする説、❷広本を後の成立とする説、❸

折衷説の３説で定説を見ない状況にあった。

まず❶説は、広本の二行章の記述が「繁雑に感じられる」という点が主な根拠となり、主張された説である。しかし、両系統の相違箇所を詳細に見るとき、広本は略本よりも表現が整理されており、統一感のある文になっていることが確認された。これ以外にも、略本の記述を整える形で広本が成立したと考えうる記述が多く見られることから、広本が草稿本であったとする❶説は採りがたいことを明らかにした。

次に❸折衷説は、広本は①廬山寺本もしくはそれに準ずる本から派生した、とする説である。この説については、共通箇所の検討から、広本の用字は略本系統のなかにおいて①廬山寺本と最も離れていることが明らかとなったため、①廬山寺本と広本がただちに密接な関係にあるとは言いがたい。一方で、元久元年（1204）の書写奥書を持つ③往生院本や延応元年（1239）の刊記を持つ④延応版とは、共通性が高いといえる。以上の検討から、広本の位置づけとしては、略本を増広する形で成立したとする❷説が妥当であると結論できる。

ただしこの結論は、あくまでも存覚本を広本として用いて検討した場合のものである。本稿で広本として扱った存覚本が、良忠や長西のいう広本（新本）の記述をどれだけ忠実に伝えているのか、という点については、春本氏が指摘するように注意が必要であろう[25]。この問題については、存覚本の来歴や「三部経釈」との一致箇所などから、改めて検討する必要があると考えている。

なお、はじめに確認したように、良忠は広本における増広を、「門弟が初学者のためにした」という説を紹介している。だがその一方で、長西にはこれと異なる見解が見られる。すなわち『専雑二修義』巻４には、広本（新本）について、以下の記述が確認される。

故□□上人達、相承を残さず。秘義察義、予の為に之を授く。

（石橋誠道『九品寺流長西教義の研究』100頁、原漢文）

石橋氏の翻刻によれば「上人」の前に２字の湮滅があるとされ、「故□□上人」となっているが、ここは『選択集』について言及する箇所である。それに加え、長西と同じく法然の直弟である弁長（1162-1238）に、法然を指して「故上人」「故法然上人」と呼称する用例が見られることからも、もとは「故法然上人」とあったと考えられる[26]。そう理解すると、法然は広本の相承を残さなかったが、それを長西に授けたという意味になる。すなわち、広本における増広は法然の手を経ている可能性を指摘でき、門弟の手によるものとする説には一考の余地があるのではないだろうか。『選択集』広本をめぐるこれらの問題については、より多角的な検討が必要である。今後の課題としたい。

註

① 長西は『選択集名体決』において、

> 誠に所由ありて「往生之業念仏為本」といふ。この註文に付きて新旧の異あり。**旧本には「念仏為先」といひ、新本には「念仏為本」**と云ふも、言異意同なり。（『浄全』８、448頁下、原漢文）

と述べている。そして良忠が『選択伝弘決疑鈔』巻１において、標宗の文「念仏為先」を釈す際に、

> 広本には「念仏為本」といふ。（『浄全』７、190頁下、原漢文）

と述べている点から、新本と広本が対応していることがわかる。このほかにも長西が、『専雑二修義』巻４で「新本」から引用する箇所と、良忠が『選択伝弘決疑鈔』『選択疑問答』で「広本」から引用する内容が一致していることもあり、新本＝広本、旧本＝略本という対応関係にあったと考えられる。

② 以下、本稿では漢文は私に書き下して示した。また本稿で『選択集』広本として扱う存覚本が延書本であるため、文体の統一をはかり、漢文体の略本の記述も書き下しで示した。また、引用に際しては、基本的に旧字は新字に直して表記している。

③ 『聖典全書』巻１（2013年刊行）の「選択集解説」では「現在では略本から広本へという順ではなく、「三部経釈」を選略した草稿本の広本があって、これを整備したのが略本であるとし…」と、『仏典解題辞典』とほぼ同じ記述が見られる。（1250-1251頁）

④ 『聖典全書』３、780-781頁。

⑤ 拙稿「『選択集』広本の研究―略本との成立前後について―」『印仏研』70-1、2021年。

⑥ この㈢については、後で紹介する岸一英氏の新層古層説を前提としたものである。

⑦ たとえば梯實圓氏は⑴存覚本について、

> たしかに存覚相伝本は「念仏ヲ本トス」となっており、「二門章」の血脈を「譜脈」とし、「二行章」の純雑対の釈に（中略）増広されているが、これらはいずれも良忠が『決疑鈔』において「広本云」として指摘しているところである。従って**存覚本を「広本」の延書きとみることには異論のないところである。**（梯實圓『法然教学の研究』29頁）

と指摘している。

⑧ 三栗章夫・高松俊景氏の論攷では「釈善明尼」と紹介されている。（三栗章夫・高松俊景「『選択本願念仏集』延書本の意義」（『選択本願念仏集（延書）』大田利生責任編集、龍谷大学善本叢書27、2009年）

⑨ 詳しい相違は、今岡達音氏や春本龍彬氏によって紹介されているので参照されたい。（今岡達音「広本選択集延書」『無礙光』17、1921年。『浄土学』５・６に再録。／春本龍彬「『選択集』諸本の一側面―廬山寺本『選択集』と緊密な関係にある他本を通じて―」『仏教文化研究』65、2021年）

⑩ 石田充之『選択集研究序説』（1976年）、50頁。

⑪ 『選択集』諸本の書誌については、藤堂祐範『選択集大観』にまとめられている。これは今日においても重宝される基礎資料であり、参照されたい。

そのなか、①廬山寺本については兼岩和広「『選択集』の成立史的研究」（佛教大学博士論文、2003年）に詳しい。近年では、春本龍彬氏による一連の研究がある（春本龍彬「廬山寺蔵『選択本願念仏集』の来歴をめぐって」『仏教文化学会紀要』28、2019年など）。その後、春本氏は「廬山寺蔵『選択集』の研究」という題で大正大学に博士論文を提出し、2022年３月に学位を授与されている。なお、要旨のみが公開されている。

②の禿庵文庫本は、高橋正隆『鎌倉新仏教管見』（1975年）においてその位置づけが詳細に論じられている。1974年には大谷大学から原寸影印版が出版されている。その後2012年には、全文のカラー写真版とその翻刻、解説が出版され、今日手軽に手に取ることができる（大谷大学編『選択本願念仏集』（親鸞聖人七百五十御遠忌記念））。また朱筆箇所については、春本氏前掲稿（2021年）において検討されているので参照されたい。

③往生院本については、これを中心に取り上げて論じたものを管見の限り確認できないものの、1980年に法藏館から影印本が④延応版とセットで出版されており、水谷真成氏の解説が収録されている。（水谷真成「「選択本願念仏集古本二種」複刊縁起」）

④延応版は、上述の法藏館からの影印本、水谷氏の解説に加え、西山学会の「『選択集』研究会」の研究成果として『復元根源正本 選択本願念仏集』（西山浄土宗宗務所編）が1998年に刊行された。これは④延応版の誤字と考えられる箇所を訂正し、根源正本、すなわち九条兼実高覧本を再現する試みとして出版されたものである。

そして1999年には、大正大学浄土宗宗典研究会から『選択集諸本の研究 資料編』が出版されており、基礎資料として非常に有用である。

⑫　西山学会『選択集』研究会『『選択本願念仏集』の論理と構造―法然の集合論―』（白馬社、2021年）6頁。

なお、「根源正本」がどの本を指すのかについて、かつて藤堂祐範氏は③往生院本と推定していた（『選択集大観』148頁）。しかし、それは義山の4本説に現存の③往生院本をあてはめただけにすぎず、近年では疑問視されている（水谷氏前掲稿）。また、③往生院本と④延応版の文字の異同からも、首肯できないことが指摘されている（『浄土真宗聖典 七祖篇（原典版）』1472頁）。

⑬ • 稲田順学・稲吉満了・吉良潤・加藤義諦「『禿庵文庫選択集』の由来」『深草教学』15、1995年。
• 小島英裕「『選択集』古本四種異同表」『同上』。
• 小島英裕「『往生院本』は『選択集』草稿本の転写本」『深草教学』19、1999年などを参照。

⑭　藤原正語「『選択集』二河白道引文における「見」字について」『宗学院論集』80、2008年の127-128頁を参照されたい。

⑮　春本龍彬「『選択集』諸本の一側面―廬山寺本『選択集』と緊密な関係にある他本を通じて―」『仏教文化研究』65、2021年。

⑯　なお、法然の伝記史料には文治6年の東大寺における講義の記事が見られないことから、この年記がどこまで信用できるものなのかは一考の余地がある。しかしながら、「三部経釈」の古層に示される思想が『選択集』よりも前のものであるという点は、今日異論が見られないところである。

⑰　三栗章夫・高松俊景氏の前掲稿、635-636頁。

⑱　詳しくは、岸一英「『逆修説法』と『三部経釈』」（藤堂恭俊博士古稀記念会編『浄土宗典籍研究』1988年）、同氏「『三部経釈』の研究（一）」（『法然上人研究』（創刊）1992年）、同氏「『阿弥陀経釈』古層の復元―『三部経釈』の研究（五）―」（高橋弘次先生古希記念論集『浄土学仏教学論叢』1、2001年）などを参照されたい。

⑲ • 永井隆正「五番相対の成立過程」『印仏研』41-2、1993年。
• 藤原正語氏前掲稿。

⑳　春本龍彬「廬山寺蔵『選択本願念仏集』における法然上人による推敲―第十二章段において見せ消ちされた寿観二経説示前後論をめぐって―」『仏教文化学会紀要』27、2018年および、春本氏前掲稿（2021年）を参照されたい。なお、「折衷説」という呼称は井上が独自に用いているものであることをことわっておきたい。

㉑　以下、略本（往生院本）と広本（存覚本）を対照する際には、便宜をはかり網掛けや四角囲み、番号を付すなどの処理を私に施した。基本的に　　は広本のみに、□は略本にのみ確認される記述を示している。

㉒　この「廻向」の箇所に限り、②禿庵文庫本に広本との一致箇所が見られるという特徴が見られる。今後②禿庵文庫本の位置づけを考えるうえで注目すべき記述であると考えられる。

㉓　以下、出典の『善本叢書』は、『選択本願念仏集（延書）』（大田利生責任編集、龍谷大学善本叢書27、2009年）を指す。

㉔
- 広本の原本が漢文であったと想定し、存覚本の延書の記述を漢文に戻したときに『聖典全書』巻一所収の『選択集』の本文と明らかに相違すると考えられるものを数えた。
- 柏書房『異体字解読字典』において同字とされるもの（「無」と「无」）、通用字とされるもの（「恵」と「慧」）、音通と考えられるもの（「毗婆**娑**」と「毗婆**沙**」）などについては、校異の対象外とした。
- ①廬山寺本における脱丁部分、湮滅箇所については校異の対象外としている。

㉕　春本氏は、良忠の門弟である持阿良心（1262-1323）が広本として引用している箇所で、存覚本にはない記述（「一師意耳」の４字）が１箇所あることを指摘している。また存覚本には、門弟の引用にはない特徴が多く見られることも指摘されており、注目すべき点である。くわしくは春本氏前掲稿（2021年）の105頁以降を参照されたい。

ただし、広本のそれほど特徴的でない箇所については、あえて門弟が言及・引用しなかった可能性もある。ゆえに門弟の言及がないことをもって、ただちに後世の改編とは言いきれないことを付言しておきたい。

このほか、本稿の結論のように広本を後の成立と位置づける場合、春本氏の折衷説において紹介した「寿観成立前後論」の存在は大きな問題となる。本稿の結論からいえば、廬山寺本において最終的に削除された箇所が、後年の広本において再び採用されたと考えることになるが、その場合、どのような意図が想定されるだろうか。今後の重要な課題である。

㉖　法然門流における「故～上人」という用例について、管見の限りでは法然以外を指す場合を確認できない。一方で法然を指す例は多く確認される。

たとえば、「故法然上人」という表現は、弁長『念仏名義集』（『浄全』10、372頁上）に確認される。また「故上人」の用例としては、同じく弁長『末代念仏授手印』（『浄全』10、５頁下）があげられ、良忠著作にも多く見られる。そのほか、長西の門下に位置づけられる念空道教（？-1287）の撰述とされる『念仏本願義』でも、法然を指して「故上人」と表現する用例がみられる（『浄全』８、456頁下）。